

いざという時のために

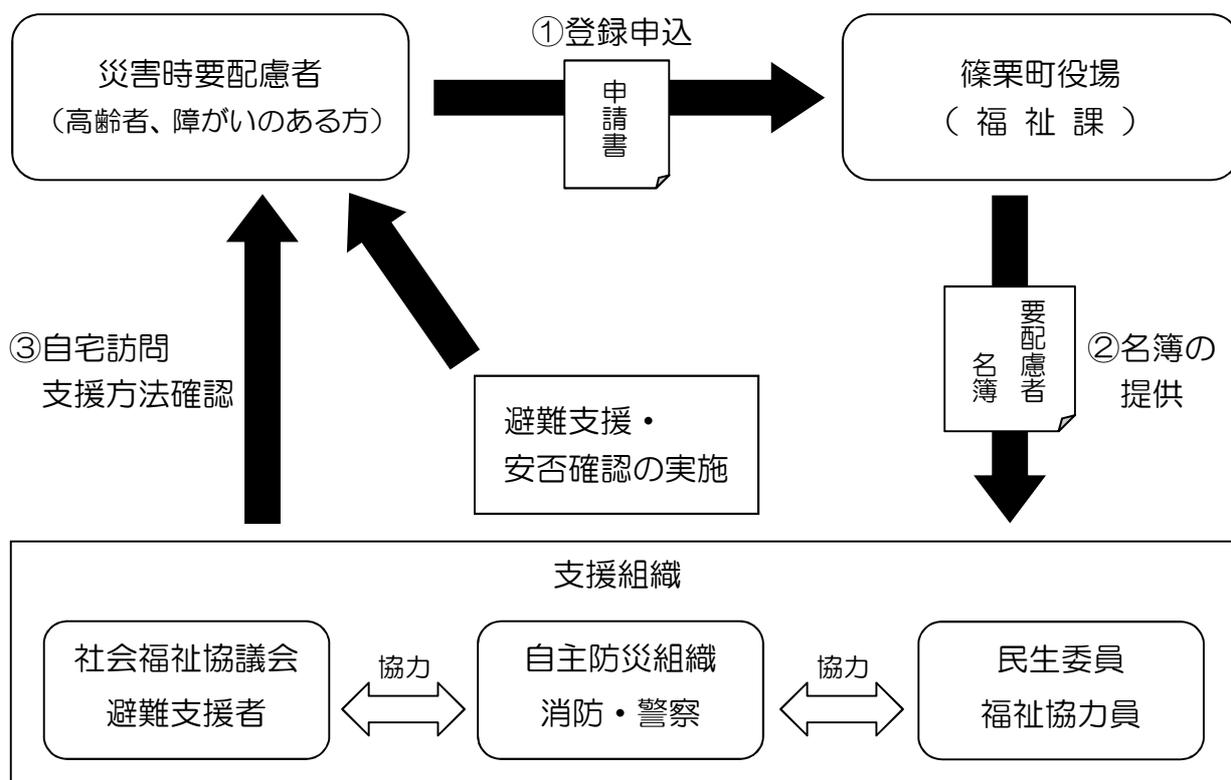
「災害時要配慮者名簿」への登録のご案内

篠栗町では、地震や洪水などの災害時に、自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある人などのため、地域における避難支援の体制づくりを進めるための「災害時要配慮者名簿」を作成しています。

1 災害時要配慮者名簿とは

一人暮らしの高齢者や障がい者など、災害時の一連の行動を自力でとることが難しく、特に配慮を必要とする人を登録している名簿です。

登録された要配慮者の情報を自主防災組織・民生委員・福祉協力員などで共有し、災害時の避難情報の伝達や避難誘導・安否確認など、ご近所の人をはじめとする地域の皆さんで支援体制をつくるために役立てていただくものです。



2 災害時要配慮者避難支援制度の登録申込

登録を希望される人は、「災害時要配慮者避難登録申請書」を裏面の申込先に提出してください（代理申請可）。

3 申込できる人

名簿登録の対象者となる要配慮者は、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動を自力でとることが難しく、特に配慮を必要とする以下のア～エに該当する人です（在宅者に限ります）。

なお、名簿への登録にあたり、氏名やご本人さまの状況などの個人情報を支援組織へ提供することについて同意していただく必要があります。

- ア 65歳以上の一人暮らしの高齢者で、介護保険の要支援1・2、要介護1・2を受けている人
- イ 要介護認定者（介護保険の要介護3～5の認定を受けている人）
- ウ 障がい者〔視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由により身体障害者手帳1・2級（重度）を持っている人、療育手帳A（重度・再重度）を持っている人〕
- エ 民生委員・児童委員が特に支援の必要を認めた人

4 申込にあたってのお願い

災害時の状況によっては、支援者の方も被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時の支援を必ず保証されるものではないことをご理解ください。

登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ届け出てください。

また、災害時の情報をいち早く取得するため、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」への登録をお願いします。

5 個人情報の取り扱い

登録していただいた個人情報については、支援組織内において適正に管理し、避難支援以外の目的に使用しません。

6 避難支援者の登録にご協力ください

避難支援者とは、災害時要配慮者を日頃から見守り、災害発生時に避難情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う人をいいます。

要配慮者の登録の際には、避難支援者の選定も必要となりますので、お願いされた場合は、ぜひご協力をお願いします。

★登録申込はこちらまで★

篠栗町役場 福祉課 高齢者支援係

〒811-2492 糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

電話：092-947-1347（高齢者支援係 直通）

Fax：092-947-5641